

情 個 審 答 申 第 1 号

平成 24 年 8 月 31 日

答 申

寝屋川市長 馬 場 好 弘 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 金 谷 重 樹

平成 24 年 2 月 27 日付け「建交第 1905 号」で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件異議申立てを棄却すべきである。

理 由

第 1 異議申立ての趣旨

寝屋川市長が異議申立人に対し、平成 23 年 11 月 15 日付け「建交第 1315 号」
でした処分を取り消す。

第 2 事案の概要

- 1 本件は、異議申立人が、寝屋川市長（以下「市長」という。）に対し、寝屋川市情報公開条例（平成 9 年寝屋川市条例第 9 号。以下「市条例」という。）に基づき、「防犯カメラの映像提供に関する文書（H23. 4 月～10 月）」（以下「本件公文書」という。）の開示を請求したところ、市長が本件公文書に記録されている情報の一部について、それを市条例第 6 条第 1 項第 4 号ア及び同項第 5 号が規定する情報に該当するとして、開示しない旨の決定（以下「本

件処分」という。)をしたので、異議申立人が、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、市長に対し、本件処分の取消しを求めるものである。

2 前提事実等

- (1) 市条例第 6 条第 1 項柱書は「実施機関は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る情報が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを開示しなければならない。」と定め、同項第 4 号ア及び同項第 5 号は、それぞれ次の情報を規定している。

第 4 号

実施機関の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

第 5 号

開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (2) 本件公文書は、捜査機関が、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項に基づき、市長に対して行った、寝屋川市が設置する防犯カメラに記録された映像の提出を求める「捜査関係事項照会書」（以下「照会書」という。）及び当該映像の管理・保管を担当する寝屋川市職員のその上司に対する当該映像の提出の許諾を求める「起案書」である。

- (3) 本件処分において市長が開示を拒否した情報は以下のとおりである。

ア 照会書に係る情報

(ア) 捜査機関の名称を冠した文書番号

(イ) 照会者である捜査官の氏名及び階級並びに当該捜査官が所属する捜査機関の名称及び所在地

(ウ) 照会者である捜査官の印影

(エ) 映像の受領事務を担当する捜査官の氏名及びその所属する部署の

名称並びに捜査機関の電話番号

(オ) 被疑事実

(カ) 必要とする映像が記録されている場所

(キ) 必要とする映像を記録した防犯カメラの設置場所及び番号

(ク) 必要とする映像が記録されている期間

イ 起案書

(ア) 提出を求められた映像が記録されている場所

(イ) 提出を求められた映像を記録した防犯カメラの設置場所及び番号

(ウ) 提出を求められた映像が記録されている期間

(エ) 映像の提出先である捜査機関の名称及び捜査官の氏名

第3 争点及びこれに対する当事者の主張

1 争点

市長は、本件処分で、開示を拒否した情報は市条例第6条第1項第4号アが定める情報及び同項第5号が定める情報に該当すると主張するので、まず、市条例第6条第1項第5号に定める情報に該当するかどうかについて検討する。

2 争点に対する当事者の主張

(1) 異議申立人

ア 異議申立人が、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。

以下「府条例」という。）に基づいてした、大阪府警察の司法警察員が、寝屋川第三中学校区安全連絡協議会に対し、寝屋川市立第三中学校区に設置されている防犯カメラに記録されている映像の提供を求めた照会書の開示請求（以下「1号請求」という。）、及び大阪府警察が、寝屋川第三中学校区安全連絡協議会から、提供を受けた防犯カメラに記録されている映像に関する文書の開示請求（以下「2号請求」という。）に対し、大阪府警察本部長は、1号請求に対しては、「この条例の規定は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2の訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない」と定めた府条例第40条を根拠に、その全部を不開示としたが、2号請求に対しては、映像の提供を受けた「月」及び「事件名」を開示した。

また、2号請求で開示された文書には防犯カメラの設置場所は記載されていないが、大阪府警察が提供を受けた映像を記録した防犯カメラが寝屋川市立第三中学校区という比較的狭い範囲に設置されているものであることからすれば、大阪府警察は、たとえ提供を受けた映像を記録した防犯カメラの設置場所が開示され、特定されたとしても捜査に支障はないと判断したものと推認される。

そうすると、照会書及び起案書に記録されている情報のうち、少なくとも2号請求において開示された「月」に相当する「映像が記録されている期間」、「被疑事実」及び「映像を記録した防犯カメラの設置場所」は開示されるべきである。

イ 異議申立人としては、本件処分において不開示とされた情報を開示すれば、どのように捜査に支障をもたらすか分からないが、基本的には、一方的に捜査機関の意向に従うのではなく、捜査の妨げにならないと合理的に判断される情報は、市条例の趣旨に従い開示されるべきである。

ウ 市長は、不開示理由として、「もし事件の関係者が不開示情報を知った場合には、様々な工作をして捜査に支障を及ぼすおそれがあり、実施機関としては開示請求者を区別することはできないから何人に対しても開示できない。」、「実施機関においては、捜査の進捗状況について知る術がない。」と述べている。しかし、大阪府警察が照会書を不開示としたのは、事件の進捗状況から判断したのではなく、この文書が府条例が不開示としている「刑事訴訟法第53条の2に定める訴訟に関する書類」に該当するからであり、2号請求に係る公文書が開示されたのは、それが「行政文書」であるからである。

エ 市長は、提供依頼を受けるのは大阪府警察からとは限らないとしているが、そうであれば本件公文書のうち、大阪府警察に係る情報について判断すべきである。

(2) 市長

ア 捜査機関がいつ起こったどのような犯罪の捜査について寝屋川市内の防犯カメラの映像を調べているのかが明らかになり、犯罪者においてそれが自らの関与した事件の捜査であると推測される場合、捜査機関にお

いて容疑者が特定され、早晚自らに捜査が及び逮捕される可能性が高いことから、早く遠方に逃亡しなければならないとの判断を促し、あるいは、当該カメラの場所にいたことについて何らかの理由を捏造し、これに信憑性を持たせるための工作をするなど捜査に支障を及ぼすおそれのあることは容易に想像できる。

実施機関には、開示請求者が捜査機関から照会のあった事件の被疑者又はその関係者（以下「事件関係者等」という。）か事件と関係のない市民かを判別・決定する権能はなく、また、条例の規定上開示請求者によって異なる取扱いをすることは許されない。したがって、本件において開示した部分は、同様の請求があった場合、開示請求者が事件関係者等であるか否かにかかわらず、開示しなければならないこととなる。また、開示請求者が事件関係者等でない第三者である場合も、その後開示請求者の管理の下で扱われることとなり、市においてコントロールすることができなくなるものである。

このような前提に立つて考えると、事件関係者等が開示請求を行い、本件で不開示決定を行った部分に記載されている情報を知ることにより、又は、開示を受けた第三者がその情報を公開することにより、当該事件の捜査状況等が事件関係者等において推測可能となり、逃亡を企てたり、捜査を攪乱させるなど、捜査に支障を及ぼすおそれがあるとの懸念を抱くことは、一般的常識に照らし理解しがたいことではない。

イ そうすると、事件が捜査中であるか捜査が終了しているかによって、開示・不開示の判断は異なると考えられる。しかしながら、実施機関においては、捜査の進捗状況について知る術がないため、捜査が継続しているものとして当該情報を取り扱わざるを得ない。

さらに、犯罪予防、被害拡大防止等の観点で捜査機関があえて地域の犯罪情報の提供を行う場合もあるが、実施機関においては、当然ながら、不開示とした部分が捜査のために公開された情報に当たるかどうかを判別できないため、原則として非公開捜査であるものとして、本件部分開示決定を行ったものである。

ウ また、異議申立人が大阪府警察に対して行った開示請求に係る事案と

本件部分開示決定に係る事案については、対象となった公文書そのものが異なる上、寝屋川市が「捜査関係事項照会書」により、提供の依頼を受けるのは、大阪府警察又は大阪府警察に属する警察署に限られるわけではなく、その他の捜査機関から依頼されることもあり得ることから、大阪府警察が開示している部分は開示すべきであると解釈することは適当でない。

なお、本件異議申立て後に大阪府警察本部府民安全対策課に電話により確認したところ、寝屋川第三中学校区安全連絡協議会の「子ども見守りカメラデータ提供状況」は、防犯カメラの運用状況について整理した情報で、行政資料であるから公開するものの、一般的に「捜査関係事項照会書」については、捜査書類であるので、開示請求があっても全部について不開示か、又は存否不応答の決定をすることになると思うとの回答であった。

第4 当審査会の判断

市条例第6条第1項第5号は「開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」について、それを不開示情報としている。

他方、警察法（昭和29年法律第162号）は第2条第1項で「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする」と定め、同法第36条第2項で「都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第2条の責務に任ずる」と定めている。

そうすると、捜査に必要としてその提供を求められている情報が市条例第6条第1項第5号に規定する「開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当するかどうか、つまり開示により捜査に支障を来すかどうかの判断は、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする」都道府県警察、又は当該警察事務を所管する都道府県の判断を尊重するのが相当である。

この点、府条例第 40 条は「この条例の規定は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 の訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない」と定めて、照会書等の訴訟に関する書類につき、それを開示請求の対象から除外しており、さらにそれを捜査中の事案に係るものに限定していない。これは刑事訴訟法第 53 条の 2 の訴訟に関する書類を開示すれば、それが捜査中の事案に係るものであるか、捜査が終了した事案に係るものであるかを問わず、警察法第 2 条第 1 項に規定する個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの理由に基づくものであると解される。

また、異議申立人が行った府条例に基づく照会書の開示請求に対し、大阪府警察本部長は、それが捜査中の事案に係るものであるか否かに言及することなく、府条例第 40 条を根拠にして、不開示決定をしているが、これは捜査中の事案に係るものであるか、捜査が終了した事案に係るものであるか否かを問わず、照会書の開示が警察法第 2 条第 1 項に規定する個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの府条例の趣旨に基づくものであると解される。

以上の観点に立って本件を見ると、市長は、まず照会書については、それが捜査が終了した事案に係るものであるか否かを問わずその開示が個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする府条例第 40 条の規定の趣旨及び大阪府警察本部長がした照会書に係る上記の判断の趣旨を尊重した上で、市条例第 6 条第 1 項第 5 号を解釈し、それを不開示とすべきである。

また、本件起案書に記録されている情報のうち市長が不開示とした情報は照会書に記録されている情報であり、それを開示することは照会書を開示することとなるから、それもまた捜査が終了した事案に係るものであるか否かを問わず不開示とすべきである。

なお、異議申立人は、照会書及び起案書について、大阪府警察からの照会書及びそれに係る起案書と、それ以外の捜査機関からの照会書及びそれに係る起案書とを区別し、大阪府警察からの照会書及びそれに係る起案書に記録されている被

疑事実等の特定の情報については開示の決定をすべきと主張する。しかしながら、上記のとおり、大阪府警察からの照会書及びそれに係る起案書につき、開示すべきではない以上、異議申立人の主張には理由がない。

ちなみに、異議申立人は、大阪府警察が、寝屋川第三中学校区安全連絡協議会に係る「子ども見守りカメラデータ提供状況」を開示していると主張するが、当該提出状況は、統計資料であり、刑事訴訟法に基づく個別の事案に係る照会書及びそれに係る起案書である本件公文書と性質を異にするものである。

以上のとおりであるから、当審査会は「審査会の結論」のとおり答申する。